

障がい者の所得保障の充実のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 障害基礎年金等の額の引上げ及び支給要件の緩和

### 一 障害基礎年金の額の引上げ

障害基礎年金の額を障害等級二級に該当する程度の障害の状態にある者については現行の「七十八万九百円」から「九十七万六千百円」に、障害等級一級に該当する程度の障害の状態にある者については現行の七十八万九百円の一・二五倍から九十七万六千百円の一・二五倍に引き上げること。

(国民年金法第三十三条関係)

### 二 昭和六十年改正前の被用者年金制度における障害年金の障害基礎年金相当部分の額の引上げ

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）による改正前の厚生年金保険法による障害年金、昭和六十年改正法による改正前の船員保険法による障害年金、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）による改正前の地方公務員等共済組合法による障害年金等の障害基礎年金相当

部分の額を、一に準じて引き上げること。

(昭和六十年改正法附則第七十八条等関係)

### 三 平成十六年改正前の障害基礎年金及び被用者年金制度における障害年金の障害基礎年金相当部分の額の引上げ

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）による改正前の国民年金法による障害基礎年金及び厚生年金保険法による障害年金、平成十六年改正法による改正前の船員保険法による障害年金、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）による改正前の国家公務員共済組合法による障害年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）による改正前の地方公務員等共済組合法による障害年金等の障害基礎年金相当部分の額を、一に準じて引き上げること。

(平成十六年改正法附則第七条等関係)

### 四 障害基礎年金等の額の引上げ等に伴う国庫負担

- 1 一から三までによる障害基礎年金等の額の引上げに伴い必要となる費用については、その全額を国が負担することとなるよう、障害基礎年金の給付に要する費用に対する国の負担割合の改正等の措置

を講ずること。

(国民年金法第八十五条第一項及び昭和六十年改正法附則第三十五条第五項関係)

- 2 障害等級三級に該当する程度の障害の状態にある者に対する障害厚生年金及び障害共済年金の最低補償額並びに障害手当金及び障害一時金の額が障害基礎年金の額の引上げに連動して引き上げられることに伴い必要となる費用については、これに相当する額を国が負担することとなるよう、必要な措置を講ずること。(厚生年金保険法第八十条等関係)

## 五 障害基礎年金等の支給要件の緩和

- 1 障害基礎年金及び障害厚生年金の支給要件のうち、被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間に占める割合の要件について、現行の「三分の二」を「二分の一」に緩和すること。(国民年金法第三十条及び厚生年金保険法第四十七条関係)
- 2 平成二十八年四月一日までの間における特例要件のうち、初診日の属する月の前々月までの一年間等のうちに未納期間がないことの要件を、初診日の属する月の前々月までの一年間等のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が六箇月以上であることに緩和すること。

(昭和六十年改正法附則第二十条及び第六十四条関係)

## 第二 特別障害給付金の支給対象の拡大及び額の引上げ

### 一 特別障害給付金の支給対象の拡大

- 1 特別障害給付金の支給対象となる者を、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、日本国籍を有し、又は日本国内に住所を有していた者（二十歳以上の者に限る。）で、その傷病により又はその傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級一級又は二級の障害の状態にあるもの（国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付を受ける権利を有している者及びその初診日から起算して一年六月を経過していない者を除く。）とし、これらの者を「無年金障害者」と定義すること。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第二条関係)

- 2 1に伴い、法律の題名を「無年金障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」に改めるほか、必要な整備を行うこと。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律題名等関係)

## 二 特別障害給付金の額の引上げ

特別障害給付金の額を、障害等級二級に該当する程度の障害の状態にある無年金障害者については現行の「四万円」から「五万六千円」に、障害等級一級に該当する程度の障害の状態にある無年金障害者については現行の「五万円」から「七万円」に引き上げること。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第四条関係)

## 第三 福祉ホームに係る事業に対する財政措置の拡充

国は、福祉ホームの利用に係る負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁する費用のうち、福祉ホームに係る事業に係る費用の一部を補助することができると。

(障害者自立支援法第九十五条関係)

## 第四 その他

### 一 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

## 二 検討

政府は、障害者の生活の安定を図るため、将来における税制及び社会保障制度の抜本的な改革に併せて、障害者に対し、その障害の程度、生活の実態及び稼得能力に応じて手当を支給する制度の創設について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

## 三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。